

豊川市監査公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月30日

豊川市監査委員	武 田 久 計
同	鈴 木 篤 男
同	神 谷 謙太郎

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

建設部道路河川管理課

2 監査の範囲

令和3年4月1日～令和5年1月6日

3 監査の実施期間

令和4年12月9日～令和5年1月6日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 公金の取扱事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 契約全般に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。なお、次の点に注意されたい。

(2) 意見

道路占用料及び公共用物使用料の徴収事務において、引き続き、収入管理マニュアルに従い歳入漏れの防止や滞納発生の抑止を図るとともに、当該許可物件の現状把握に努められたい。また、組織としてチェック体制を強固にし、適正な事務処理が行えるよう万全を期すことを望むものである。